# 宜野湾市社会福祉センター 貸し出しのご案内

## 1. 社会福祉センターとは

この施設は、市民福祉の増進と市民生活を高めるため日本自転車振興会、県、及び市の補助を受け、宜野湾市社会福祉協議会が設置したものです。

運営については、市補助金、寄付金等により宜野湾市社会福祉協議会が管理運営し、市民が 主体となって福祉活動を高める場に利用されます。

## 2. 利用の方法

- ●社会福祉センターは、午前9時から午後9時30分まで利用できます。
- ●行事がない場合、次に掲げた日は休みです。
  - ①日曜日 ②国民の祝日 ③12月29日~1月3日
- ●利用申込みについては電話にて予約状況確認し、印鑑をご持参の上、市社会福祉協議会にて 利用申請の手続を行ってください。(郵送可)

# 3. 使用料金

使用料金は、次のとおりです。

使用時間	9:00~21:30
2階 ホール	3,000円(1時間)
クーラー使用料	2,000円(1時間)

- \*申請時間の前後延長して使用するときは、上記の表に準じて1時間単位で加算とする。
- \*使用者が入場料を徴収する場合、又は営利を目的とする場合は、この料金表の料金30%増とする。1時間あたり3,900円とする。

# \*貸し出し可能団体は、団体事務所が宜野湾市内にある事。(市外団体については貸出不可)

# 4. 2階ホールについて



・360名の収容能力をもち、各種集会、研修会等に利用できます。

舞台 縦幅:400cm (4 m)

横幅:1000cm (10m)

横 断 幕:550cm×50cm

#### 5. 問い合わせ先

宜野湾市社会福祉協議会 総務・相談支援係(センター管理担当者)

住 所:〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1 (宜野湾市社会福祉センター)

電 話:098-892-6525 FAX:098-892-0843

受付対応日時:月曜日~金曜日(8:30~17:15)

\*土日祝日、慰霊の日及び12月29日~1月3日はお休みとなります。

#### 6. キャンセル料

期日	請求
申請日から借用日14日前まで	申請(許可時間)の50%
借用日(当日)から13日前まで	申請(許可時間)の全額

- \*土日祝日、閉館日も期日に加算して対応する。
- \*利用者側から本会職員への申し出によりキャンセルとして取り扱うこととする。